

訪問看護ステーション 恵庭すずらん の

指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業に関する運営規程

社会医療法人 恵和会

第1章 事業の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 訪問看護ステーション恵庭すずらんは、介護保険法による指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を行う事業所として、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援・要介護状態にある者に対し心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(方針)

第2条 訪問看護ステーション恵庭すずらんは、介護保険法の基本理念が具現化されるよう配慮するとともに、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第2章 職員の職種、定数及び職務の内容

(職員の職種及び定数) 指定訪問看護と指定介護予防訪問看護を兼務

第3条 この事業所には次の職員を置く。

管理者 1名 看護師 1.5名以上(常勤換算)

ただし、必要に応じ准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を配置するものとする。

(職務内容)

第3条 管理者は、介護保険法ならびに関係法令、監督官庁の指示に従い、職員を管理し適切な訪問看護を実施するよう必要な配慮を行う。

2 事業所に勤務する訪問看護を行う看護師等は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看

護計画書、訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護及び介護予防訪問看護の提供に当たる。

3 事務職員は、一般事務及び庶務に関することに従事する。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日)

第5条 営業日は月曜日から金曜日 状況によっては土曜日・日曜日も可能

(営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで

(土曜日・国民の祝日、12月30日から1月3までを除く)

状況によっては、上記以外も可能。

第4章 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容

(訪問看護の内容)

第7条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障がいの観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持
- (3) 体位変換、食事、排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時における対応方法)

第8条 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に

連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに事業所の管理者及び主治医に報告しなければならない。

第6章 虐待防止のための措置に関する事項

(措置に関する事項)

第9条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の認定（責任者：原 小百合）
- (2) 虐待を防止するための従業員に対する研修を年1回以上実施する
- (3) 虐待等に対する相談窓口を設置する
- (4) 虐待防止指針に基づいて適切な対応をする

第7章 身体拘束の禁止

(身体拘束の禁止)

第10条 利用者又は利用者等の生命または損体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

- 2 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

第8章 衛生管理

(衛生管理等)

第11条 事業者は従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 感染症の予防及び蔓延防止の為に、事業所は安全で衛生的な環境を整備するとともに、看護師が感染源となることを予防し、また看護師を感染の危険から守る為の備品を備えるなどの必要な対策を講じる。

第9章 ハラスメントの防止

(ハラスメントの防止・対応)

第12条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。

- 2 施設は、従業員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等が施設の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

第10章 利用料に関する事項

(利用料等)

- 第13条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割か2割の額とする。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前にその支払い方法について説明した上で、利用者又はその家族が選択した方法で受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第14条 通常の事業の実施地域は、恵庭市・千歳市・北広島市とする。

第11章 その他

(その他運営についての留意事項)

- 第15条 事業所は、看護師等の資質向上を図るための研鑽の機会等を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(サービスに関する相談又は苦情の窓口)

- 第16条 利用者からの相談又は苦情に対応する常設の窓口として、下記の担当者を設置する。

担当者管理者	原 小百合
連絡先	0123-34-1155

担当者不在の場合は、基本的事項については職員全員が対応し、必ず担当者に内容を引

継ぎ、苦情・相談への対応が早期に行えるようにする。

また、当事業所以外にも下記窓口へも申し出ることができる。

◇恵庭市保健福祉部介護福祉課 0123-33-3131

◇北海道国民健康保険団体連合会

総務部 介護・障害支援課 企画苦情係 011-231-5161

(規程の実施日)

第17条 本運営規程は、令和 5年 7月 1日から施行するものとする。

附則

この規定は令和 5年 7月 1日より施行する。

この規定は令和 5年 8月 1日より改正し施行する。

この規定は令和 6年 6月 1日より改正し施行する。

この規定は令和 7年 2月 1日より改正し施工する。